

「東電〇」殺人事件」ゴビンダさんは無実です。

東京高裁は、ただちに再審開始決定を！ 再審実現のための署名に、ご協力下さい

一九九七年三月に発生した、いわゆる「東電〇」殺人事件」で無期懲役判決を受け服役中のネパール人、ゴビンダ・ブラサド・マイナリさんと弁護士団は、無罪を訴え、二〇〇五年三月二四日、東京高裁に再審請求を行いました。



事件当時、被害者の遺体が発見されたアパートに隣接するビルに住んでいたゴビンダさんは、ビザの期限切れで別件逮捕され、全面否認のまま、強盗殺人で起訴されました。彼と犯行を結びつける物証や直接証拠は皆無で、検察の主張は、状況証拠を都合よくつぎはぎしたものにすぎませんでした。

二年半の審理を経て、二〇〇〇年四月一四日、東京地裁（大淵敏和裁判長）は無罪判決を言い渡しました。

しかし検察は控訴しただけでなく、無罪釈放され、家族の待つネパールへ帰るばかりとなっていたゴビンダさんの再勾留を請求。無罪判決を受けた人を再勾留するという前代未聞の人権侵害が強行されました。

控訴審では、検察は新しい証拠や主張をまったく提出できなかったにもかかわらず、二〇〇〇年一月二二日、東京高裁（高木俊夫裁判長）は、逆転有罪・無期懲役判決を言い渡し、二〇〇三年一月二〇日、最高裁が上告を棄却、有罪が確定しました。

「私は何も悪いことはしていない。最高裁は三年も待たせて、たった紙切れ一枚で私を殺人犯と決めつけるのか」ゴビンダさんは、抑えきれない憤りと悲しみをかかえたまま、横浜刑務所で、いつ終わるとも知れない無期懲役刑に服役しています。

足利事件、布川事件と大きな冤罪事件で再審無罪が続いている中、ゴビンダさん冤罪事件でも東京高裁が勇気をもって新証拠を正しく評価し、再審開始を決定するように要請の署名にご協力下さい。

